	四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
ばいじん （ボイラー湿灰）	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
パーム椰子殻	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 三　陸揚げ時積載場所に立ち入る際は、ハッチを開けて十分な通風を行うこと。 四　航海中、積載場所に立ち入らないようにすること。
亜鉛スラグ 銅スラグ 鉛スラグ	一　貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。ただし、全長100ｍを超える船舶に積載する場合においてはこの限りでない。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 五　航海中、積載場所のビルジを定期的に排出すること。
ベットマテリアルアッシュ （乾式）	一　積載中、貨物を外気にさらさないこと。
ベットマテリアルアッシュ （湿式）	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　荷役装置の船体への接触又は貨物の落下により船体が損傷しないよう船積みすること。 三　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
マンガン系合金鉄スラグ	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
無水珪酸ナトリウム （カレット）	一　雨中において荷役作業をしないこと。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
燃え殻	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
溶解・伸鉄用鉄鋼スクラップ （「切削鉄くず又は切削鋼くず　UN 2793」を含まないものに限る。）	一　貨物が危険物に該当しないことを確認すること。 二　貨物を落下させないよう、積載すること。 三　船積み時、船倉の船首尾方向の中心線から周囲に拡散するよう、積載すること。 四　荷役後、船体の損傷を確認すること。 五　積載場所のビルジは、非常時を除き、吸引しないこと。 六　荷役時、貨物の落下により損傷するおそれのある場所をダンネージを用いて保護すること。 七　清掃前、鋭利な破片が存在することを周知すること。 八　陸揚げ後、残渣を洗い流す前、積載場所の内底板及びビルジウェルから、漏れた油を取り除くこと。
硫酸法酸化チタン粒状中和滓	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。